

令和2年度レンタカー借上契約

令和2年3月6日

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）で検討している、「令和2年度レンタカー借上契約」に係る業務について、下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

「令和2年度レンタカー借上契約」

(2) 履行期間

令和2年4月1日（予定）～令和3年3月31日

(3) 調達案件の仕様等

本入札説明書及び仕様書等のとおり。

(4) 入札方法

一般競争入札（最低価格落札方式）とする。入札金額は、業務に係る総価で行う。

入札金額及び落札金額は、仕様書に基づく各利用区分の単価に1ヶ月あたりの予定利用数量を乗じた額の合計額（予定総価）とする。

なお、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争入札に参加する者に必要な資格

下記全ての条件を満たすものとする。

(1) 当該契約を締結する能力を有しない者、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しない者であること。

(2) 次の各号に該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者は参加資格を有しない。

- ① 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
- ② 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
- ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
- ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
- ⑦ この項（この号を除く）の規定により一般競争に参加できないこととされてい

る者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

- (3) 入札時において令和 01・02・03 年度全省庁統一資格「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。
- (4) 内閣府、文部科学省、経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (5) 本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。
- (6) 中立的かつ公平的な立場で業務を実施できる者であること。
- (7) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (8) 以下の要件を満たしていること。
 - ・ 道路運送法第 80 条第 1 項に定める自家用自動車有償貸渡業の許可を受けていること。
 - ・ レンタカーを主に福島県内で利用可能であること。また、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故のための原子力災害対策本部が決定した帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域においても利用可能であること。
 - ・ 福島県内における主要な公共交通機関の駅等（福島駅、いわき駅、及び郡山駅は必須とする。）の最寄りに営業所が所在すること。
 - ・ 担当者が、機構の担当職員と日本語による意思の疎通ができること。

3. 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-2-5 共同通信会館 5F
原子力損害賠償・廃炉等支援機構 廃炉総括グループ
「令和 2 年度レンタカー借上契約」担当

メール：h_dai11@ndf.go.jp

(イ イ アンダーバー ディ イ アイ イ アットマーク イ ディ イ ドット ジー オー ドット ジー エー ピー)

応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

(2) 入札説明書の交付方法

上記 (1) において令和 2 年 3 月 19 日 (木) までの平日(10:00 - 17:00)に配布する。

なお、事前に上記 (1) の担当者に日時を連絡のこと。

東京都から遠隔地にある者については、郵送を希望する場合、郵送をする。

(3) 入札説明会の有無

無

4. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札及び開札の日時及び場所：

日時：令和 2 年 3 月 23 日 (月) 10 時 00 分

場所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-2-5 共同通信会館 5 階
原子力損害賠償・廃炉等支援機構 会議室

※開札は入札終了後直ちに行う。

(2) 入札書の提出方法

機構が交付する入札書を上記(1)の日時及び場所に持参の上、提出すること。

また、代理人により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人は機構が交付する委任状を上記(1)の日時及び場所に持参の上、提出すること。

ただし、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)による入札書及び委任状を提出する場合は、上記(1)の入札及び開札の前日12:00までに上記4(1)②に必着とする。

(3) 提出書類:

① 入札書: 1部

封緘すること。金額は、税別を明記すること。なお、入札書の日付は、提出日を記入すること。

本件業務の実施に要する諸経費は、原則として受託者の負担とする。

② 委任状: 1部(ただし、再度入札時は別途委任状の提出が必要。)

代理人により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人は委任状を持参しなければならない。また、入札の度に委任状が1部必要なため、再度入札に参加する場合は、別途委任状を持参すること。なお、委任状の日付は、提出日を記入すること。

③ 資格審査結果通知書(令和01・02・03年度全省庁統一資格)の写し: 1部

④ 貸渡約款

⑤ ガソリン代及び乗り捨てに係る料金表

(4) 提出書類の取り扱い

提出書類は、本件業務の選考以外には使用しない。また、提出書類は返却しない。

(5) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、開札の際に、入札者又は代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

4. 落札の決定方式等

(1) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

(2) 入札の無効

競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否: 要

(4) 落札者決定の方式

機構は、予定価格の制限の範囲内の入札があった場合は、価格のもっとも低い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當

であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格を以って入札した他の者のうち、入札価格の最も低い者を落札者とすることがある。

5. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、機構から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内に機構に提出しなければならない。ただし、機構が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- (3) 消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額とする。

6. その他注意事項

- (1) 使用する言語は、日本語とする。使用する通貨は、日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成等、応募に要する費用等は、各競争参加者が負担するものとする。
- (3) 企画提案書に記載された内容に変更又は虚偽があった場合には、採択後であっても採択を取り消すことがある。
- (4) 本件業務に係る契約の締結は、本件業務に係る機構の令和2年度予算が認可されることを条件とする。

以 上